三　前号の割引債の償還金等につき源泉徴収をされる所得税の額
四　その交付の基因となつた割引債の償還金等の種類別及び銘柄別の額面金額
五　その交付を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人がある場合には、その氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
六　その他参考となるべき事項

第九十条の二に次の一項を加える。

3　令第三百五十二条の二第二項第四号に規定する財務省令で定める公社債は、確定利子が支払われる公社債で当該利率が年〇・五パーセント未満（その発行の日から償還期限までの期間が十年以上十五年未満のものにあつては年〇・四パーセント未満とし、当該期間が八年以上十年未満のものにあつては年〇・三パーセント未満とし、当該期間が六年以上八年未満のものにあつては年〇・二パーセント未満とし、当該期間が四年以上六年未満のものにあつては年〇・一パーセント未満とし、当該期間が二年以上四年未満のものにあつては年〇・〇五パーセント未満とし、当該期間が一年以上二年未満のものにあつては年〇・〇二パーセント未満とし、当該期間が一年未満のものにあつては年〇・〇一パーセント未満とする。）のものとする。

第九十条の三第一項中「第二百二十五条第一項第十一号」を「第二百二十五条第一項第十号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十六条第二項第二号中「第四号」を「第六号」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「配当等」を「利子等若しくは配当等又は同法第四十一条の十二の二第三項（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定割引債の同項の償還金若しくは同条第一項第二号に規定する国外割引債の償還金で同法第三十七条の十一第二項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に該当する同法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債に係るもの」に改める。

第九十七条第二項中「同条第一項の」を「同条第二項に規定する」に改め、同条第五項第一号中「（国内に住所を有しない場合の告知すべき居所地等）」を削り、同項第三号中「の数」の下に「（社債的受益権及び公社債にあつては、額面金額）」を加え、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「、第五項及び前項」を「及び前二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第九十七条の四第一項中「から別表第九㈢まで」を「から別表第五（十五）まで及び別表第五（十七）から別表第九㈢まで」に改める。

第百五条中「及び別表第五㈠」を「、別表第五㈠から別表第五（十五）まで及び別表第五（十七）」に改める。

別表第二㈠の表中

種類	公債利子	社債利子	銀行預金利子	銀行以外の金融機関の預貯金利子
	その他勤務先預金等の利子	合同運用信託の収益の分配	公社債投資信託の収益の分配	公募公社債等運用投資信託の収益の分配
	生命保険等の差益	公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	特定株式投資信託の収益の分配	その他投資信託の収益の分配
	特定受益証券発行信託の収益の分配	匿名組合契約等に基づく利益の分配	国外公債利子	国外社債利子
	国外公社債投資信託の収益の分配	国外公募公社債等運用投資信託の収益の分配	一般国外投資信託等の収益の分配	

を

種類	公債利子	社債利子	銀行預金利子	銀行以外の金融機関の預貯金利子
	その他勤務先預金等の利子	合同運用信託の収益の分配	公社債投資信託の収益の分配	公募公社債等運用投資信託の収益の分配
	生命保険等の差益	公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	特定株式投資信託の収益の分配	その他投資信託の収益の分配
	特定受益証券発行信託の収益の分配	匿名組合契約等に基づく利益の分配	国外公債利子	国外社債利子
	国外公社債投資信託の収益の分配	国外公募公社債等運用投資信託の収益の分配	特定国外投資信託等の収益の分配	特定公社債等の利子等（源泉徴収義務特例分）

に、「非課税」を「非課税等」に改め、同表の備考2中「規定する利子等（」の次に「租税特別措置法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この表において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に該当するものを除く。」を加え、「租税特別措置法第37条の11の６第１項に規定する」及び「（以下この表において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同表の備考2㈢㈡中「除く。）」の次に「及びその月において支払をした特定公社債等の利子等（租税特別措置法第９条第１項第１号から第３号までに掲げる利子等（源泉徴収選択口座内配当等に該当するものを除く。）をいう。以下この表において同じ。）で租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者を通じてその支払をしたもの」を加え、同表の備考2㈣㈠中「又は」を「に規定する一般利子等、」に改め、同表の備考3中「利子等（」の次に「源泉徴収選択口座内配当等に該当するものを除く。」を加え、「又はこれらの者に交付する同法」を「、同法」に、「につき」を「又は同法第９条の３の２第１項の規定の適用を受ける特定公社債等の利子等につき」に改め、同表の備考3㈠中「利子等又は」を「利子等、」に、「配当等」を「配当等又は特定公社債等の利子等」に改め、同表の備考3㈡中「利子等又は」を「利子等、」に、「の種類」を「又は特定公社債等の利子等の種類」に、「一般国外投資信託等」を「特定国外投資信託等」に改め、「。）を」の次に「、「特定公社債等の利子等（源泉徴収義務特例分）」は同法第９条の３の２第１項の規定の適用を受ける特定公社債等の利子等を」を加え、同表の備考3㈢㈠中「利子等又は」を「利子等、」に、「配当等」を「配当等又は特定公社債等の利子等」に改め、同表の備考3㈣中「又は国外投資信託等の配当等」を「、国外投資信託等の配当等又は特定公社債等の利子等」に改め、同表の備考3㈣㈠中「国外公社債等の利子等又は内国法人に交付する」を「同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等、」に、「国外投資信託等の配当等」を「同条第１項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改め、同表の備考3㈣㈡中「一般国外投資信託等」を「国外公社債等の利子等、国外投資信託等」に、「のうち」を「及び特定公社債等の利子等のうち、」に改め、同表の備考４中「又は第６項の規定の適用があるものを除く。）又は」を「若しくは第６項又は同法第41条の12の２第４項の規定の適用があるものを除く。）又は」に改める。

別表第二㈡の表の備考2㈣中「配当等（」を「配当等で同法第９条の３各号に掲げる配当等であるもの（」に、「。）で」を「。）のうち、」に改める。

別表第二㈣の表の備考5中「公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の収益の分配」を「法第23条第１項に規定する利子等（源泉徴収選択口座内配当等に該当するものを除く。）」に改める。

別表第四㈣を削り、別表第四㈤を別表第四㈣とする。

第明治三十種郵便物認可